

労働基準監督官の業務

—労働基準監督署における各部署の役割—

< 労働基準監督署における各部署の役割 >

労働基準監督署では監督部門、安全衛生部門、労災補償部門、庶務部門が相互連携を取って業務を行っています。ここでは、労働基準監督署の各部署の働きと簡単な業務内容について説明します。

< 労働基準監督署の組織 >

署長

次長*

*次長は大規模の労働基準監督署に置かれています。

監督部門

臨検監督, 捜査, 許可・認可調査, 申告・相談対応などの業務を行っています(詳細はほかのページを参照してください。)

安全衛生部門

労働災害を防止するための労働災害発生状況の把握・分析を行うとともに、労働災害を発生させた事業場に対し、同種災害を防止するための指導を行っています。また、労働安全衛生法に基づき、一定の機械の設置等を行うために届け出られた計画の審査やクレーン等の検査等を行っています。

労災補償部門

労働者災害補償保険法に基づき、労災請求された個々の事案ごとに、被災者や事業場関係者等からの聴き取り、関係資料の収集、実地調査などを行い、また、必要に応じて主治医や専門家から医学的な意見を求めて、審査を行っています。

庶務部門

庶務関係(職員の出勤管理, 物品管理, 出張管理など)の業務を行っています。

≪ 部署の長の 職名 (部署名) ≫

方面主任監督官 (方面)

監督課長 (監督課)

監督・安衛課長 (監督・安衛課)

≪ 部署の長の 職名 (部署名) ≫

安全衛生課長 (安全衛生課)

監督・安衛課長 (監督・安衛課)

労災・安衛課長 (労災・安衛課)

≪ 部署の長の 職名 (部署名) ≫

労災第一課長・労災第二課長

(労災第一課・労災第二課)

労災課長 (労災課)

労災・安衛課長 (労災・安衛課)

≪ 部署の長の 職名 (部署名) ≫

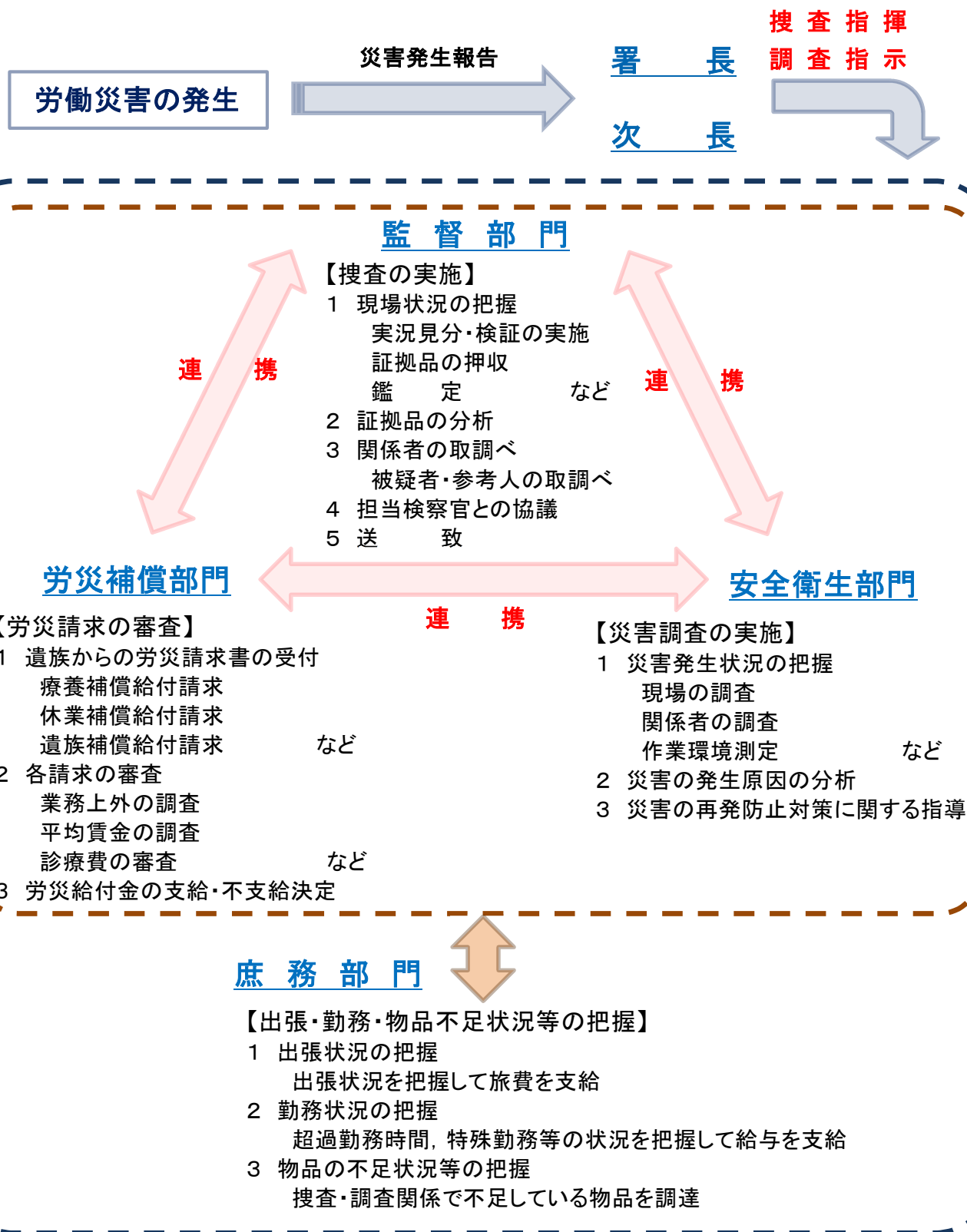
業務課長 (業務課)

監督課長 (監督課)

監督・安衛課長 (監督・安衛課)

＜ 労働基準監督署における各部門の連携体制 ＞

－ 労働基準関係法令の違反を原因とした重大な労働災害を例にして －



- * 上記業務内容の一部を労働局において行っていることがあります。
- * 上記業務内容は一例として記載したものです。